

ケース スタディにみる

多国籍企業の法的性格と国際法上の位置づけ (三)

大 西 公 照

目次

- 一 はしがき
- 二 OECD 条約の意味するもの
- 三 多国籍企業の資金流動とその法的規制の研究
- 四 多国籍企業の集中度と Legal Control
 - (1) 資本集中の問題
 - (2) 地域集中、工業集中について
 - (3) 取り扱い分野の推移の研究
- 五 多国籍企業と Taxation——むすび
- 一 はしがき

多国籍企業という述語は、出現の最初に International Joint Ventures⁽¹⁾ という言葉が多用されたが、次第に

ケース スタディにみる多国籍企業の法的性格と国際法上の位置づけ(三) (大西)

International Corporation 更に Multinational Corporation という用語へと変容してゆくこととなる。特に最近では、⁽¹⁾ 経済学、ILO 関係の分野で、⁽²⁾ Multinational Enterprises、国際法、⁽³⁾ 国連関係の分野の人には「Trans-national Corporation」の用語が定着するようになって来た。本稿は最初「ケース スタディ」にみるジョイントベンチャーの法的性格と国際法上の位置づけ」の名称でスタートしたが、そのような事情から本号よりジョイントベンチャーの用語のみを「多国籍企業」と置き換えることとした。

次にこの多国籍企業関係分野で、国連を始め、いろいろな部門で多国籍企業に関する Declaration という述語のものが種々発表されてきているが、この用語は、従来の国際法で言う「宣言」とはその内容を著しく異にしているし、むしろ treaties に近いものである。「条約」と訳すことにする。この研究は別稿に譲りたいと思う。いずれにしろ、本稿も紙数の制限を抱えているので、簡単な包括結論の提示にのみにとどめ、次号結論篇で、ケース スタディによるその比較法的考察を加える予定である。

(1) 大西公照 ケース スタディにみるジョイントベンチャーの法的性格と国際法上の位置づけ(一) (大東法学二号) 三五一―三七頁

(2) An ILO publication on multinational enterprise, Geneva multinational enterprises and social policy, 1976, p. 3.

(3) E/C. 10/17. 20 July 1976. Transnational corporation : issues involved in the formulation of a code of conduct, Report of Secretarial E/5782, E/C. 10/16. Commission on transnational corporations, report on the second session (1-12, March 1976), economic and social council official records : sixty-first session, supplement No. 5

(4) 条約論については、大西公照 条約の本質とその法的性格(一) ケース スタディにみる統一法への展開 (武市古稀論文、一九七六年) 223-338頁

II OECD 条約の意味するもの

一九六〇年十二月十四日、パリで署名された経済協力開発機構(OECD)条約の加盟国は、現在、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、西ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノールウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国の二十四ヶ国であり、その内訳は、旧OECE以外の国、米国、カナダ、日本、フィンランド、オーストラリア、ニュージーランドの六ヶ国、EEC諸国——西ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルグ、オランダの六ヶ国、EFTA諸国——英国、スウェーデン、スイス、デンマーク、ノールウェー、ポルトガル、オーストリアの七ヶ国、その他の諸国——スペイン、アイルランド、アイスランド、トルコ、ギリシャの五ヶ国のグループにそれぞれ区分され、一九六一年九月、OECDより準加盟国(Associated Country)の資格を与えられているユーゴスラビアを加えると二十五ヶ国ということになり、その殆んどが、日本、米国、西ドイツの三国を核とするいわゆる工業先進国に属しており、この二十四ヶ国で世界工業総生産量の八十二%を占めていると言われている。この条約の第一条によると、目的と政策意図を次のように規定している。

- (一) 加盟国は財政上の安定(financial stability)を維持しつつ、可能な限り(sustainable)最高度の経済成長(the highest economic growth)や雇傭、生活水準の高揚を成就し、もって世界経済の発展に貢献すること
- (二) 経済発展段階にある加盟国、非加盟国の経済の健全な拡大に貢献すること
- (三) 国際的義務をわきまえて、多国間(multilateral)、無差別(non-discriminatory)に基礎を置く、世界貿易の拡

大に対して貢献すること⁽⁵⁾

勿論これら OECD の精神が、そのままジョイントベンチャー、すなわち多国籍企業の基礎となっていることは困難であるし、又現在その規模、背景が巨大な迄に拡大、複雑多岐にわたっていることは当然のこととしても、その中に何がしかの法的規制の方向が見え、それが国際法とか、国内法とかいう従来の一般概念の枠では捉えられぬ程のリーガル コロラリーに嵌め込まれていくやに、昨今特に見受けられるのである。

その嵌め込まれてゆくリーガル コロラリーがどのようなものであり、動態的なものなのか、その立体的構造はどうなっているのか、果たして一般的な意味での法的性格 (legal nature) を伴っているのか、どうかをこの号で追究してみようと思う。

(5) OECD 事務局 [Chateau de la Muette, 2. rue André-Pascal, Paris (16e), France] 発行 1976年12月, p. 2
Declaration by the government of OECD member Countries and Decisions of the OECD Council on Guideline for Multinational enterprises, National Treatment, International Investment Incentives and Disincentives, Consultation Procedures.

三 多国籍企業の資金流動とその法的規制の研究

それでは何故イキナリ前節で OECD 条約第一条の目的条項をとりあげたかという点、前述の一九七六年六月二十一日、二十二日に開催された OECD 理事会総会で採択された

一、OECD 加盟国政府による条約

一、多国籍企業に関する活動諸指針

一、多国籍企業の活動諸指針に関する政府間協議についての理事会決定

一、内国民待遇 (national treatment) についての理事会決定

一、国際投資の奨励、非奨励 (Incentives and Dscentive) に関する理事会決定⁽⁶⁾

に発表の公式文書で、E. van Lennep 事務総長が巻頭に、前述の OECD 条約第一条を掲げ、更に前文⁽⁷⁾で「…これは極めて複雑な且ひろく論議された対象についての先駆的研究である。

というのはこの刊行文書が、経済上、社会上の問題を、例えば国際取引、支払いのバランス、財政、科学技術、競争及び市場の構造、工業パターン、及び雇傭迄も含めたスペクトルを通して直接に観察しているが故に複雑なのであるといえるからである。思うに、論争——とりわけ多国籍企業についても、外の国際的関連性の多い事象と同じように、如何にして其等企業に課税し、可能な限りの解決を図るかについての理解や共通の追究に関する全体の骨組みが欠如しているようであるのだ⁽⁷⁾と述べている。勿論この論旨の中には、多国籍企業の本質が、まだまだその正体を顕在化させる程には至って居らず、全く未熟の状態にあるとさえ言えるのであるが、それにしても、各国が統一的、客観的研究を世界的規模で始めるならば、定義の限界づけ位は、ある程度現在でも可能になるのだということと言わんとしているようである。更にこの一九七六年(五月二十一日)に採択発表された「国際投資及び多国籍企業に関する条約」の中にもその苦しみがもっと深く滲みでていて、その意味するところを考える場合、その法的性格の追究にも欠かせぬ一面を覗かせているものと思う。

この宣言の中で法的思惟より看過し得ぬものとして、その考慮しつつ (CONSIDERING) とする「まえがき」の中に「OECD 内部での継続的な努力をすることが、この分野(多国籍企業の活躍する)での国際的取決め (arrangements) や契約 (agreements) を促進させる結果となり得るし、又この段階において異った局面での各々の事象を取扱うことのできる相互に関係のある(正式な)証書 (instruments)を用いて各国の協力、国際投資及び多国籍企業に

関する論争点 (on issues) の協議を促進することが適切であると考えられること、更に OECD がこれら論争点について⁽⁸⁾とあることである。勿論ここでいう国際的取決めや契約が何程の legal nature を備えたものになるのかは、追求の仕方により、種々の差異があるとしても、その枠組みが国家間の正式の証書 (instruments among states) による以外、解決策のないことを如実に示しているものといえると思う。好むと好まざるとに拘らず、多国籍企業の法的性格は、その地の国内法になじんだ、然も何にも況してその地の法人として、そういう意味での国内法上の、且その地の外の商法上の法人と寸分かわらぬ法的性格を持つ一面と、又一方それが国境を超えて在るという意味での国際間の正式文書に裏づけされた特殊国際法人という二面を表裏として持った一枚岩の性格を持ち始めているといつてよいことになる。

又ここでいう国内法上、その地の国内法になじんだ法人であるという面について、この条約は又多国籍企業の「ガイドライン」の項目で面白い表現法をとっている。即ち内国民待遇 (National Treatment) という項目で『OECD 加盟国は、公の秩序 (Public order) を維持し、自国の基本的な安全保障上の利益を保護し、且国際的平和及び安全に関する言質 (commitments) を遂行する為に自国の必要にかなわせず、自国領域内で事業活動をし、且他の加盟国の国民によって直接又は間接に所有、支配されている企業〔以下、外国人に支配されている企業 (Foreign-Controlled Enterprises) として用う〕に対して、自国の法律、規則及び行政上の慣例の下で、国際法と一致した (consistent with international law) 待遇を、内国民企業 (domestic enterprise) に与えられている最惠待遇地位に似たものよりも下廻らない程度与えるべきである。〔以下、「内国民待遇」として用う⁽⁹⁾〕』と述べている。この点については、すでに筆者が第一号論文で明瞭化し、a タイプ、b タイプとして図式化⁽¹⁰⁾しているように、多国籍企業は、先進国 A の A' 社が、A 国の国内法である外為法の制限内で、先進国 B の B' 社と、B 国の国内法であ

る外資法の規制の下に、BA社（AB社ではない）という商法上の名称で、A社とは勿論のこと、B社ともその法的性格を全く異にする、完全なB国の民・商法、更には社会法をも満足させた多国籍企業を創り活動させることであり、当然B国の内国民待遇を受けるものである。然しこれが同上論文でも取り上げているように現在後進、中進国に対するbタイプの場合には、進出先又は受入国が社会主義国である場合をも含めて、おのずと、その性格を一時的とは言え異にしてくることは当然である。然もこの条約は、念入りにも第二章で「加盟国は、加盟国以外の国家について内国民待遇を適用することを考慮すべきである」と述べ、更に三条二節で受入国側の国内法に迄言及し、「かくして、加盟国は、この分野（以下、措置として用う）において国際的 direct investment に対する公的な奨励及び非奨励を規定する特定の法律（Specific laws）、規制（Regulations）、及び行政上の慣行によって影響を受ける加盟国の利益に対し正当な責任を持たす必要性のあることを承認する」としている。⁽¹²⁾ 勿論これには進出多国籍企業が受入国側に受け入れられるような一定の枠内の行動指針を伴ったものであることは言う迄もないことであり、当然「これ等の多国籍企業は国際直接投資を通じ、資本、技術、及び国家間の人的資源の効果的な活用の面で貢献することにより多国籍企業の本国及び受入国に対し、効果的な活用を齎らすことができるし、そうすることにより経済的、社会的福祉の分野で重要な役割りを成し遂げることが出来る。然し国家の枠組みを超えた企業活動の組織化で多国籍企業によってなされる拡大策（advance）が経済力の集中の濫用や国家の政治的諸目的と衝突する結果となることがある」と説明している。⁽¹³⁾ 換言すればこれらの表現と、そういう意味での枠組みがとりもなおさず多国籍企業の法的性格及びその働きの限界を示しているものとみて差しつかえないものと思う。

多国籍企業の事業活動の枠について同条約付属書は、三項で「多国籍企業の企業活動が OECD 非加盟国をも含めて、全世界に展開されているので、この分野での国際協力はあらゆる国家に及ばされなければならない。

OECD 加盟国は加盟、非加盟にわたるすべての国民の福祉や生活水準を改良しようとする観点から、多国籍企業がその行動に関して惹起する諸問題を前向きに捉え、分析し、且解決することの出来る積極的な貢献策を促進することにより、非加盟国、とりわけ発展途上国 (Developing Countries) と協力して遂行される努力に対し十分なる支持を与えるべきである。⁽¹⁴⁾と規定しており、国家単位で受入国側の国民の福祉、生活水準の向上を願うのは、先進・後進・発展途上国の別なく国家平等の立場から、その事業活動に前進的な支持を与えるのを当然としている点である。又 *Lex Fori* の原則について七項で、「すべての国家は、国際法及び自国がすでに署名している国際的取決め (International Agreements) によって、多国籍企業が、その受入国の国内法の法管轄権の範囲内で活動する国内法上の諸条件法を制定しうる権利を有する。いくつかの国に位置する多国籍企業の法的本質 (entities) は、それ等進出地国の土地の法律の支配を受けるものとする (The entities of a multinational enterprise located in various countries are subject to the laws of these countries) と規定し、国境内にある多国籍企業の persons and things が先ずはその地の私法に属すべきことを唱い上げているようである。

ウィルフレッド ジェンクス氏は一九七三年三月二十日の ILO 総会で次のような意見を開陳している。

「ある人にとり、多国籍企業とは、資本、技術、雇傭のより広汎な配分をする為の非常に貴重なダイナミックな意義 (force)、道具立て (instrument) となるところのものであり、又外の人にとってはこれこそ我々現代の国家的、国際的制度をもってしては容易にコントロールし得ないモンスターとも言うべきであり、これら多国籍企業に対し、公共の利益 (public interest) とか、社会政策 (social policy) という適当な概念を押しつけるやり方では解決の全く不可能な法則をもってしているようである」⁽¹⁶⁾とし、更につづけて、「これ等見解の間の討論は国内や国際間を通じて、かなり先鋭的に論議されている。このような傾向は非常に多くの多国籍企業の本国となっているアメ

第1表 地域別合衆国支配多国籍企業（187社）の外地進出製造子会社数
（1901～1967年）

地 域	1901年	1913	1929	1950	1959	1967
カナダ	6	30	137	225	330	443
ヨーロッパ（イギリスを含む）	37	72	226	363	677	1,438
ラテン・アメリカ	1	10	56	259	572	950
その他	1	4	48	141	312	815
計	47	116	467	988	1,891	3,646

〔資料〕 J. W. Vaupel and J. P. Curhan, The making of multinational enterprise (Boston, Harvard Business School, 1969). 第3章, 同じく Raymond Vernon, Sovereignty at bay: The multinational spread of U. S. enterprises. (London, Longman, 1971), p. 62

リカ合衆国において一層顕著であるといえよう……」とのべている。

現在、『アメリカ合衆国も含めて百の巨大経済単位(100 Largest Economic Units)をあらゆる経済、統計面から算出して描き出してみると、そのうちの半分が国家、半分が多国籍企業である』というのが定説となっている。ちなみに「アメリカ、ヨーロッパ、日本の主たる多国籍企業(その数約三百と見積られる)の売り上げ高は毎年十パーセント成長してきているのに、全世界の実質国民総生産は平均率で十パーセントの半分しか増えていない⁽¹⁸⁾」のである。

又この多国籍企業の成長⁽¹⁹⁾については、アメリカでの対象となる一八七の会社を詳細に分析すると、海外の子会社数が一九五〇年から一九五九年の間に二倍を超えており、カナダへは少し増加率がビハインドしているとしても、一九六七年迄に三倍近くとなっている。(第一表)

外国でのアメリカの全直接投資額を尺度としてみると、第二表も大体同じ傾向を示している。とりわけヨーロッパへが四倍近くなっているということは驚異に値する。分布図からみると一九七

第2表 合衆国海外直接投資帳簿価格 (1950~1970年)

(100万米ドル)

地 域	1950年	1960	1965	1970 ¹⁾
アフリカ	287	925	1,918	3,474
アジア	1,001	2,291	3,569	5,613
カナダ	3,579	11,198	15,318	22,801
西ヨーロッパ	1,733	6,681	13,985	34,471
(うち, EEC諸国)	(637)	(2,644)	(6,304)	(11,695)
ラテン・アメリカ ²⁾	4,576	9,271	10,886	14,684
その他	612	2,412	3,798	7,048
全地域 ³⁾	11,788	32,778	49,474	78,090

(注) 1)速報による数字

2)“Latin America and other Western Hemisphere”誌より引用。

3)概算のため、各項目(地域)の総計は、この数と一致しない。

[資料] Survey of Current Business (Washington DC, US Department of Commerce), 1963年8月号, pp.18-19, 1976年9月号 P.42, 1970年10月号 P.31 及び1971年10月号 P.32

○年に工業国 (Industrialised Countries) に対して行なったアメリカの直接投資額は五三一ドルであり、総額の六八%、これを開発途上国 (developing countries) と比較すると二一四億ドル、二七・四%だから二分の一を遙かに下廻っており、これ等が先進工業国間との間に取引きされていたことが一目瞭然である。勿論見方を変えるとアメリカが天然資源の開発、輸入を対象とした多国籍企業に頼らなくても、ある程度自国の資源で賄えることをも示しているとも言えよう。

又一九七〇年の統計をみると、アメリカ合衆国よりするヨーロッパへの投資額とほぼ同じ額がヨーロッパ諸国よりアメリカ合衆国へなされているようである。尤もその内容を分析すると、アメリカ側よりヨーロッパへのそれは、その殆んどが機械一式 (plant) や施設一式 (equipment) に向けられているのに反し、ヨーロッパ側のアメリカへのそれが全部と言っていい程、株式 (stock) や社債 (bond) に片寄っているのが特徴である。

第3表 アメリカ企業の外地登録会社での機械、施設一式買入れ費消費の評価額
(1965~1971年) (100万米ドル)

子会社の属する地域	1965年	1967	1969	1971 ¹⁾
カナダ	1,847	2,233	2,331	2,956
ラテン、アメリカ	1,073	1,282	1,857	1,725
西ヨーロッパ	2,640	3,631	3,738	5,356
(うち、EEC加盟国)	1,418	(2,123)	(2,064)	(3,150)
日本 ³⁾	—	336	457	704
その他 ⁴⁾	1,880	1,787	2,405	3,459
	7,440	9,268	10,787	14,200

- (注) 1) この図式は1971年アメリカ国務省へ提出された投資計画を基礎において評価されている。実際の投資は景気 (business climate) によって、25パーセント程投資計画から遊離している。
- 2) “Latin America and other Western Hemisphere” 誌より引用。製造業として、アルゼンチン、ブラジル、メキシコが支出の72—78%として一括計上され、ベネズエラの石油業では62—66%が計上されている。
- 3) 製造業と石油業のみ
- 4) 年間計算のため、この図式の総計は、各コラムに示されている総額とは一致しない。

[資料] Survey of Current Business, 1970年3月号, PP. 23-24, 1972年3月号 PP. 31-32.

次に多国籍企業の成長の尺度としての年間資本費消 (annual capital spending) を検討してみたい。第三表がそうであるが、一九六五年から七一年の七年間にアメリカ合衆国の多国籍企業、外地下請け会社の年間費消費額は、カナダ、ラテン アメリカは別としても大体二倍増している。又日本の七倍、EECの二・五倍などは、多国籍企業の進出現地での活動が、先進国どうしでは、より活発に、より理想的に進展し始めているという証拠にもなりそうである。

カナダ人による海外への年間直接投資額も亦、一九六〇年代に増加し、一九六一年から六五年の間に(八千万カナダドルから一億二千五百万ドルへ)五〇%増加した。ここの投資額の増大で特に

第4表 英国の實質外地直接投資額¹⁾

(1960~1966年) (100 万米ドル)

地 域	1960年	1962	1964	1966
北アメリカ	124.6	51.5	97.4	171.1
西ヨーロッパ ²⁾	71.1	134.7	116.5	172.2
(うちEEC加盟国)	(60.2)	(81.8)	(102.8)	(141.4)
ラテン・アメリカ ³⁾	40.9	38.9	50.7	31.4
海外のポンド地域	477.7	342.4	450.8	332.6
その他	15.7	17.6	21.0	65.5
全 地 域	730.0	585.1	736.4	772.8

(注) 1) 石油業及び1960年と1962年には保険業も除外されている。

2) 欧州自由貿易連合 (EFTA) と欧州経済共同体 (EEC) の加盟国のみを含む。

3) South and Central America 誌より引用。

〔資料〕 欧州自由貿易連合, EFTA foreign investment: Changes in the pattern of EFTA foreign direct investment (Geneva), 1969年3月号 P. 32

興味をそそる局面というのが、アメリカ合衆国へ(カナダドル二千五百万から七千万ドルへ)の年間投資流出額が二百パーセントにもなっていることである。世界の人々、とりわけヨーロッパでは、アメリカと最も貿易額の多い国という⁽²⁴⁾と、輸出、輸入の両面で、例外なく日本と答えるのが例であるが、実はカナダであり、日本は二番目という点を勘案してみると、これは一寸面白い図式といえると思う。要するにカナダはアメリカに対し、企業としての安心感を、西欧その他より、より強烈に持っているということのようである。

英国の海外直接投資も表四に示されるように、カナダやアメリカの海外直接投資よりも緩慢であり、地域や時期の間の変化もあるとしても、一九六〇年には上昇傾向に転じている。

又表五は、外地への直接投資額の急速な成長がアメリカ、英国、カナダに限定されなかったことを如実に物語っている。フランスは、一九六〇年代の前半に年間直接海外投資が三倍以上になったことを示している。同時代に西ド

第5表 フランス、西ドイツ、オランダからの海外直接投資額
(1960~65年) (100万米ドル)

国	1960年	1962	1964	1965
フランス	54.4	49.4	132.0	189.0
西ドイツ	61.8	81.3	233.0	299.0
オランダ	94.0	106.4	145.0	124.0

〔資料〕 Jack N. Behrman, Some patterns in the rise of the multinational enterprises, Research paper No. 18 (Chapel Hill, University of North Carolina, Graduate School of Business Administration 1969). PP. 136-137, 139.

イツは五倍近くに、オランダは三〇%以上に迄伸びている。

チャールス レヴィンソン教授は、「多国籍企業の成長の最も重要な尺度は、それ等の国の現金流動状態 (cash flow position) であるとすら言い得る。というのは、それが大多数ではないにしても、世界の主たる多国籍企業の多くは行きつくところ、現金流動最大化という常套手段で、留保所得を、⁽²⁵⁾より世界的規模の拡大へ向っての資金として供給するようになるからである」と述べている。更に教授はこの見解を証拠づけようとして、EEC工業政策委員会が作成した総資本構成内での留保所得から自己で供給しうる資本の割合を概算する案を提供している。この割合計算からゆくとアメリカ合衆国、英国、オランダは略々百%であり、西独、フランス、ベルギーが七〇—八〇%、日本とイタリアが六〇—七〇%ということになっている。

結局するところ多国籍企業の最後のねらいは、進出地での留保所得を如何にして世界的規模からの流動資本として、親会社を中心とした総資本の枠組みの中に組み入れることにあると言えよう。然しこれが理想的形態としての先進国どうし、いわゆる前述の a 型多国籍企業タイプを採る場合、その地の法律の枠内で活動するわけであるから、集中排除法、反トラスト法、マンパワーズのアスペクトからする労働法等々の規制を容赦なく受けるし、且万遍なく他の国内企業と同条件の制肘を受けることになるので、b タイプのそれ以

上に、その事情が一面、実力競争のみによる困難、他面では可成りの自然傾斜に伴なうもろもろの影響をうけるため、ある程度一変したものになるのは当然である。

このことは、とりもなおさず進出地での留保資本を親会社による世界的規模からという名目で流動資本化することが容易でないことを物語っている。各国が現在採り入れている「外為法」は、その為にこそあるともいえず。この点について「国際投資の奨励及び非奨励に関する理事会の決定 (Decision of the Council on International Investment Incentives and Disincentives)」第一章によると、「ある加盟国が、国際直接投資の奨励及び非奨励を特別に規定することを計画している他の加盟国による措置により、国際直接投資の流動に関する衝撃を受け、且自国の利益が逆に影響を受けるかも知れないと考える時には、その加盟国の求めに応じ、国際投資・多国籍企業委員会の枠組み内で協議が行なわれるものとする。協議の目的は、その措置の国内経済上の目的に十分なる注意を注ぎつつ、且、地域的不均衡の救済を目的とする政策上の偏見をも排除して、かかる影響を最少限に減じさせる為の可能性を検討することである」⁽²⁷⁾というのである。これを換言すれば、当地の法律内での資本流動は可能であるとしても、あくまでその法律内にとどまるべき点としてある点ユニークな条約見解ではあると思う。然し発生した場合の法的規制はどうすべきかという点がこれではまだ完全に解決されていないことになる。

(9) Declaration on International Investment and Multinational Enterprises (21st June 1976), International Investment Incentives and Disincentives, p. 8

(7) op. cit., p. 5, Forward

(8) op. cit., p. 8

(9) op. cit., p. 7

(10) 大西公照 前掲論文(大東法学二号)三三三頁

- (11) op. cit., P. 8, Par. 2, L. 9-12
- (12) Ibid. L. 24-31
- (13) Annex to the Declaration of 21st June 1976 by Governments of OECD Member Countries on International Investment and Multinational Enterprises, Guidelines for Multinational Enterprises, p. 11 L. 1-11
- (14) op. cit., P. 11, L. 26-35
- (15) op. cit., P. 12, Par. 7, L. 25-29
- (16) Multinational Enterprises and Social Policy (1976). A working paper prepared by the International Labour Office Geneva, IX Preface.
- (17) Norman Macrae: "The future of international business", in the Economist (London), 22 Jan. 1972, p. XXI
- (18) Ibid.
- (19) 多国籍企業と考えられる企業数は、その定義によって異なっている。ある人はアメリカには七五—八社あると言っている。ヨーロッパも同数、英国には二五—六八社あるとしている。Sidney E. Rolfe and Walter Damm (eds): The multinational corporation in the world economy: Direct investment in respective, Praeger special studies in international economics and development (New York, Praeger, 1970, p. 17) 以下の対抗性の極端なもののよりの the Union of International Association, in its 13th (1970-71) 年度の Yearbook of international organizations (Brussels) 編集のものもあるが、その十三版(一九七〇—七一年)では六八〇あるという。pp. 1029, 1035-1046
- (20) 直接投資 (Direct investment) とは、販売や発送目的のもの、在庫用のもの一切を含めたものを言う。有価証券以外のあらゆる経済部門への投資をみてよい。
- (21) 米商務省 The Multinational Corporation, Vol. 1: Studies on US foreign investment (Washington DC, 1972), p. 13
- (22) Multinational Enterprises and Social Policy (1976) op. cit., p. 5

- (23) カナダ自治領統計局の数字が Behrman, Jack N.: Some patterns in the rise of the multinational enterprise, Research paper No. 8 (Chapel Hill, University of North Carolina, Graduate School of Business Administration, 1969), p. 134 に引用されているが、その中でカナダの海外投資総額の殆んどの部分(多分四十%)がカナダ居住アメリカ人経営者によって占められたとの事である。
- (24) 筆者は一九七六年十一月中旬、ベルリン自由大で「モンゴルをめぐる中ソ関係」についての講演を行なった。その後で全聴講学生にフランクフルト時代の学友 Randeshofer A 氏(法教授)と二人して意識調査をしたら、そんな結果が返ってきた。
- (25) Charles Levinson: Capital, inflation and the multinationals (London, George Allen and Unwin, 1971), pp. 152-167
- (26) 大西公照 前掲論文(大東法學二)二九号—三三頁
- (27) Decision of the council on international investment incentives and disincentives (1976). Decides: Par. 1, P. 23

四 多国籍企業の集中度と Legal Control

一 資本集中の問題

一般に、数ヶ国以上に亘って活動する事業単位の組織はさして目新しいものには属さない。一八世紀には、ヨーロッパですでに、諸外国での事業投資が活発に始まっていた。一九世紀初めには、一五を超えるアメリカの企業家がカナダ、イングランド、メキシコ、ハワイ、南アメリカで、銀行、繊維、機械による製造業(machinary manufacturing)、⁽²⁸⁾ 鉱業(鉄、銅、稀金属)、運輸(蒸気船と乗合馬車線)、印刷、製紙等の分野で操業していた。これ等を多国籍企業のハシリとみることも出来るであろう。然しどこの国もがこのような多国籍企業の運営を出来

たのかというと、そうではないのであり、アメリカ商務省は現代でも「製品は国際的に移動するが、生産手段は移動しない (commodities move internationally while productive factors do not)」⁽²⁹⁾との考え方にたっている。

勿論このような仮説が一概に正しいとは言えないし、反対論があることも事実である。ILOの一九七六年に出した「多国籍企業と社会政策」(改訂版)でも、『技術や企業管理能力 (managerial ability) のような生産手段も国際的に移動しうるし、然もこのような移動が多国籍企業の解釈決定に極めて大きな尺度となって来ており、そういう意味で、アメリカの伝統的概念となっている「製品は国際的に移転し得ても生産手段は移転しない」の原則もあやしくな⁽³⁰⁾って来ている』と述べている。この見解はいずれにしろ生産手段も、その受入国現地環境・条件によってある程度の制限を受けるとしても、自由に移転しうるというのが至当の見解であって、生産手段の基礎となる資本流動は自由であっても技術流動の面では、そう自由というわけにはゆかないという程の意味と考えられそうである。

資本の国際的流動、その集中は親会社の世界的観点から解決しうるが、技術流動は最初は親会社にプラスを齎らすとしても終局的には、親会社の競争相手となり、生産手段を含めての逆輸入 (Reverse Flow) ともなりかねない⁽³¹⁾。又多国籍企業に技術流動の積極的自由を許すということは、勢い親会社を技術開発専門会社とし、進出操業企業を生産手段所有会社とすることを意味することになってゆく。

多量生産 (マスプロダクト) を通じての技術の開発が現代工業の本質となっていることから考えると、親会社には技術流動の自由こそ、進出小会社に対して絶対、積極的に与えることを欲せざるところであるということになるのである。

二 地域集中 (Area concentration) / 工業集中 (Industry concentration) についで

ケース スタディにみる多国籍企業の法的性格と国際法上の位置づけ(三) (大西)

第6表 アメリカの対外直接投資分布率 (1950~1970年)

地 域	1950年	1960	1965	1970
アフリカ	2.4	2.8	3.9	4.4
アジア	8.5	7.0	7.2	7.2
カナダ	30.4	34.2	31.0	29.2
西ヨーロッパ (うち, EEC)	14.7 (5.4)	20.4 (8.1)	28.3 (12.7)	31.3 (15.0)
ラテン・アメリカ	38.8	28.3	22.0	18.8
その他	4.3	7.3	7.0	9.0

〔資料〕 第2表掲出の数表基礎より計算。

多国籍企業の特定外国地への集中は、時期によってその形態を変えることはあっても、過去二十年の例のみでは一定の地域にのみ集中したようである。第六表は一九五〇年より七〇年迄のアメリカ合衆国対外直接投資分布の変化を示している。

この表よりみると、注目されるのがラテン アメリカの変化であり、一九五〇年にはアメリカ合衆国の海外直接投資額の三分の一を軽く超えていたのに、七〇年には五分の一を割っていることである。カナダ、アジアも横這い、又は少々減少している。

これの意味の結局するところ、かなりの天然資源に恵まれているアメリカとしては、現地で、原料入手よりも資本、技術輸出による多国籍企業の留保資本流動をひたすら求めているのに、その現地が経済発展途上国、又は低開発国の故に、国有化、留保資金流動の自由の制限等々の問題があり、兼ねて加えて現地での購買力の軟化等もこれに拍車をかけ、多国籍企業のこれ等の地域への進出が必ずしも従前のように、モトの取れる採算ベースには乗りにくかったものだったのだと判断してよいと思う。

要するに多国籍企業はそこに人間が多数棲んでおり、天然資源に恵まれているというただそれだけの理由でどこへでも進出できるというシロモノではなく、なくなつて来ているということになる。

第7表 アメリカの先進国及び発展途上国への対外直接投資分布率

(1950~1970年)

	1950年	1955	1960	1965	1970
先進市場経済国	48.3	54.0	60.6	65.2	68.0
発展途上国	48.7	42.9	35.1	30.8	27.5
国際的分類不能国	3.0	3.1	4.3	4.0	4.5

〔資料〕 Survey of Current Business, 1957年8月号 p. 24, 1959年8月号 p. 30
 1963年8月号 pp. 18-19, 1967年8月号 p. 42, 1970年10月号 p. 31, 1971年
 10月号 p. 32.

又西ヨーロッパへが二・二倍、EECへは三倍に拡大しているのをみてもその原因がわかうというものである。

第七表はアメリカ合衆国の海外直接投資額を先進市場経済国 (Developed market economics) と発展途上国 (Developing countries) とに分けてその分布図を示したものである。

この表からも判る通り、一九五〇年には先進市場経済国と、発展途上国の対外直接投資額は略々同じであったが、一九七〇年には先進市場経済国と発展途上国の比は七対三に転じている。西ドイツの開発途上国向けの投資流動累積額は、一九六一年から一九七〇年の間に決定額 (一三億六千四百万マルクから五一億八百万マルクへ) で増加して来たが然しそれでも、比率的には工業化国へなされたものよりも少なかった。⁽³²⁾ 例えば一九六四年末で、対外直接投資総額七二億五〇〇万マルクのうち、その六七・二%にあたる四八億四千三百四十億マルクが工業化国向けであったし、とりわけそのうちの六八%がヨーロッパ工業国へ投資されているのである。⁽³³⁾

又工業集中問題の追究に欠かせぬものの一つとして進出多国籍企業による逆輸入と社会主義体制国へのそれがある。

メキシコ政府は一九六五年、国家辺境開拓計画 (National Frontier Programme) の実施に踏み切った。⁽³⁴⁾ この PRONAF 計画の下に、政府がアメリカ合衆国と

の国境に接して工業地帯を建設し、工業発達を促進する為に必要なあらゆるサービスを含む工業国家の為の下部構造を準備することに着手した。政府がそこでの製品を輸出させること、且あらゆる原料や部品も国境を通過させられることを条件として、最終製品に課する他の関税と同じように、海外から輸入される原料や部品に課する輸入関税についても免税とした。この地帯に製品を売るメキシコ人の製造業者は運賃課税のリベートが認められ、販売税の払い戻しが行なわれた。この計画は奏功し、一九六七年四月中旬迄に三三のプラントが操業を開始したのであった。一九七二年中期迄に、その数が十倍約三三〇工場迄に達し、そのうちの二八〇プラントがアメリカ側多国籍企業の完全所有にかかるものであったといわれている。⁽³⁵⁾

一九六〇年代の後半からは、日本を先頭としてアメリカや西ドイツ等による極東、東南アジアに対してエレクトロニクス、船舶、石油化学、自動車等の分野での子会社を作る動きが急速に活発化した。⁽³⁶⁾一九六八年には二五%又はそれ以上のアメリカ多国籍企業運営になるエレクトロニクス工場が香港で稼働し、アメリカ三大集積回路のメーカーの二つがシンガポールで工場を経営する迄になる。⁽³⁷⁾然しこれらの傾向も最初は、近くに存在する世界三大工業先進国の一つ、日本への逆輸出を狙ったものではあったが、徐々にその自然的環境、気候条件、水、風土、民族性等からする制約を厳しく受けることとなり、更に時として政治的不安定性もそれらの要素に加わる事もあって、その国有化条件とも絡み、白人が遠距離より簡単に根を下ろすことには、かなりの困難性を伴なうことが露呈され始めている。勿論労働力、交通条件、更にそれよりする資源の確保等の利点はあるにしても、これ等が近隣にある超大多国籍企業と相い争う基地としての根をはやす方向には一向に進まずに、むしろその地でのマシンの安定、製造物のある程度の周辺地への需要の充足等を果たしつつ、その製品の大部が親会社所在国への持ち帰り (bring back to their Parents Company, Home Country) 品化しているといふことは注目に値しよう。⁽³⁸⁾

台湾や南朝鮮も現在では、低開発国の域を完全に脱却し、一般に中進国 (developing countries) への途を歩み始めているが、それも西ドイツにおけるイタリア、スペイン、トルコの占めるいわゆるマン・パワー、季節労働者提供国としての地位(時にはそれが百万人にも上ることもあるのであるが)化はせず、その歴史性、民俗性等々から表面上は繊維、弱電部門、包装機械等の下請け基地化の方向へと進んでいるという一見一寸西欧先進国とは異質の方向に進んでいるやに見受けられるものようであり、これも亦西ドイツの多国籍企業の近隣国、国際化とはその趣きを全く異にしているものようであるかに考えられがちであるが、然しその本質は全く同じであり、要するに基本的には国境を超えて完全に日本の多国籍企業の枠組み内にド・ブ・リ入り込んでいるだけであるといえそうである。その基盤とするところは戦前の政治オンリー支配下時代よりも、より根本的に、より実質的に、より民族的に大きなパワーとして、このコララーの下に動いているものとみて差し支えないように思う。勿論そこには戦前において行なわれたとされる民族の壁は徐々になくなりつつあり、ただひたすら多国籍企業の果たす機能の一役割りを、全く新しい平等な立場から、国境、民族の分け隔てなく、スムーズに、何の抵抗もなく果たし始めているということでもある。昨今は繊維、弱電などをたとえ日本の多国籍企業のブランドで、例えばそれが日本の一流デパートで売られていても日本製なのか、台湾製なのか、南朝鮮製なのか、香港製かの区別が全くつかないという現象の中に、我々が生き始めているということにもなる。そういう意味合いからして、これらの現象は多国籍企業の滲透が、まるでバイラスの体内における繁殖の如く、日本だ、シンガポールだという従来の国際法よりする国境や民族、国内法という「枠組み」を惜しげもなく取り払い、新しい法組織の展開を要求し始めているものとみて差し支えないであろう。

社会主義国ですら、この流れに抗し切れずその対応策を迫られつつある。従来東ヨーロッパ諸国への多国籍企

業の進出はその殆んどが、相手政府直営企業に特殊設備 (specialised equipment) を売りつけたり、多国籍企業との国際ジョイントベンチャーを稼働させる為に必要とされる経営管理や技術サービスを提供することを目的とする契約の下に行なうことのみに限られていた。

これ等がしばしば Turnkey Operations (看守づき操業) と呼ばれているところのものである。

手許にある資料によれば、ルーマニアは一九六九年に一九の欧米多国籍企業と一九の契約を発効させている。⁽³⁹⁾

ユーゴスラビアは、従来の外国投資法を改正し一九六七年、外国多国籍企業と本国政府との間に国際ジョイントベンチャー稼働の条約が締結できるようにした。⁽⁴⁰⁾ 又一九七一年には憲法を改正し一旦合弁企業契約が発効すればその後の収用、国有化は不可能とすることにして⁽⁴¹⁾いる。

ユーゴスラビア政府は更に一九七二年、外国企業が本国政府とのジョイントベンチャーで対等又は過半数の経営参加を可能とするように、海外投資法規を改正した。一九七三年後期の統計によると、東欧諸国は約六〇〇の多国籍企業と工業協力条約を結んでいるが、それ等の三分の一がここ二、三年間に結ばれたものと考えられている。然し西側先進工業国、例えば、米、日、西独等の一流多国籍企業的全貿易量、生産量からみれば、これもまだ微々たるものではあるようである。一方此を東欧諸国側からみると一〇—一五%を占める迄になっており、ハンガリーでは全輸出額の六分の一にも達している。⁽⁴²⁾ ソ連邦の自動車工業の場合ではその乗用車生産も本格的には一九七五年のフィアット社とのジョイントベンチャーの結果スタートしたものであり、一九七六年の全生産量七十万台のうち、その七割がこのプラントから生産されたものとみられている。⁽⁴³⁾ 又ポーランドは五〇%にも及んでいるとのことである。そういう意味ではマッキーバーが Essentials of Democracy で述べた如く「全体主義国はそれが社会主義体制国のそれであれ、とにかく先進工業国に追いつく為の過渡的、一時的政治体制でしかない」との

第8表 アメリカの主要工業部門別海外直接投資率

(1955~1970年)

産 業	1955年	1960	1965	1970
鋳業及び溶鋳業	11.4	9.4	7.9	7.8
石 油 業	30.3	33.9	30.9	27.9
製 造 業	32.9	34.7	39.1	41.3
そ の 他	25.4	22	22.0	23.0

〔資料〕 Survey of Current Business, 1957年8月号 p.24, 1963年8月号 pp.18-19, 1967年9月号 p.42, 1970年10月号 p.31, 1971年10月号 p.32.

表現はまことに当を得ていることになると言えよう。

三 取り扱い分野の推移の研究

多国籍企業は一般に考えられているように、すべての分野に互っての取扱いフィールドを持つものではない。そこには一步誤まれば奈落の底に落ち込む程に常に危険に曝らされつつも、更に又厳しい懸崖に立っているものとも言えそうである。その故にこそ取扱い内容の変遷はその存立に欠かせぬ基本要素の一つとなる。例えばアメリカの場合を第八表でみてみたい。

この表よりみる限り、アメリカの多国籍企業による海外投資は鋳業及び溶鋳業で減少し、製造業で上昇している。

西ドイツの場合をみてみると、一九六〇年代の統計では、同国多国籍企業の海外直接投資額が、鉄鋼業、機械工業、車輛、造船のシェアで最大であり、総額十二億七千二百万マルクであった。次いで弱電、精密機械工業、スポーツ用品、玩具、宝石、ハードウェア製品が占め十一億七千六百万マルク、次いで化学工業、プラスチック、ゴム、アスベストが十一億百万マルクであった。一九六一年には化学工業が七億千六百万マルクで一位、鉄非鉄金属生産高、鑄造、製銅、鑄鋼が二位で六億二千九百万マルク、電機が三位で六億千七百万マルクとなっている。⁽⁴⁴⁾

反面外国多国籍企業の西ドイツへの進出はどうかというと、一九六五年には

石油精製業で二二億二千九百万マルクがトップ、鉄鋼機材、機械工業、車輛工業が第二位で十五億二千二百万マルクであった。これが一九七〇年迄には鉄鋼機材、車輛工業が第一位となり三十一億七千八百万マルク、化学工業が二位で二十八億七千七百万マルク、石油精製が三位で二十八億三千七百万マルクの順序となる。電機工業は、一九六五年で十四億三千六百万マルク、一九七〇年で二十五億五千九百万マルクとなり共に四位に定着している。然もこれ等四工業の合計資本が全ドイツのその五〇%を軽くオーバーしている⁽⁴⁵⁾のである。又これ等の中に石油精製業といういわゆる原油の供給を海外のメジャーに仰ぐ業種が入っているのは致し方ないとしても日本、アメリカと共に世界の最先端をゆくドイツの企業の中にその総生産額の半分もが、製鉄、車輛、化学、電機という重工業の主たる部門で多国籍企業によって生産されているということは全く驚異に値するし、又一面これらから多国籍企業の本来の姿が先進国間のみで、いわゆる前述の a タイプの姿で進行していることを如実に物語っていることにもなるであろう。多国籍企業の滲透は、国家や国境、その中に棲む人、いわゆる国民とは全くかわり合ひなく企業を通しての工業化、平等化社会を作り上げてゆきつつあるということにもなる。然もこの現象は日本も大体同じ方向を辿っているものとみて差し支えないと思われる。

- (28) Wilkins, Mira : The emergence of multinational enterprise : American business abroad from the colonial era to 1914 (Cambridge-Massachusetts, Harvard University Press, 1970), pp. 17-18
- (29) アメリカ商務省 Studies on U. S. foreign investment, op. cit., 1 : "The multinational corporation : An Overview". p. 7
- (30) Johnson Harry G., International economic Questions facing Britain, the United States and Canada in the 70S (1970), p. 11
- (31) Multinational gives and "take" in Sweden Now (1972), pp. 30-49

- (32) UNCTAD : Restrictive business practices, op. cit., p. 18
- (33) Monthly Report (Frankfurt am Main, Deutsche Bundesbank), Dec. 1965, S. 26
- (34) Multinational Enterprises and Social Policy, op. cit., pp. 10-11
- (35) Quarterly Economic Review : Mexico (1970) No. 2, p. 9
- (36) ILO : General Report, Report 1, Metal Trades Committee, 9th Session, Geneva, 1971, p. 158
- (37) US Tariff Commission : Economic factors affecting the use of items 807.00 and 806.30 of the Tariff Schedules of the United States, Report to the President on Investigation No. 332-61 (1970)
- (38) Multinational Enterprises and Social Policy, op. cit., p. 11
- (39) Jacoby, Neil H : "The multinational corporation" (May 1970) pp. 46-47
- (40) Sundelson, J. W. "US automotive investments abroad" in Kindleberger, C. P. (ed) : The international corporation (1970), p. 251
- (41) Multinational Enterprise and Social Policy, op. cit., p. 12
- (42) United States Senate Committee on finance, Implication of Multinational Firms or World Trade and Investment and for United States Trade and Labor (1973)
- (43) 筆者は一九七六年十一月二十日、年来の友人タラネンコ君（前在日ソ連二等書記官）の紹介でトリヤッチ市のボルガ自動車工場（BAZ）を訪れた。モスコイから約九百キロ「母なるボルガ川」を見下ろすクイブシェフ州台地にあり、人口四十五万の都市。約百五十万坪、その中に延圧、鍛造、溶接、冶金のすべてが含まれており、組立てラインは三ツ。一九六六年八月フィアット社とのジョイントベンチャーで工事開始、七十年四月二十二日一号車がラインオフしたとのこと。純粹組み立て工場は約九十万坪あり、日産の栃木、トヨタの予定している田原工場百五十万坪に及ぶべくもないが、かなり意欲的ではあるとみうけた。
- ワレンチン・イサコフ第一副工場長は「ジグリ」の年産を七十万台に迄もってゆきたいとのことで、今後の日、米、仏、伊技術をもっと導入しないとどうにもならぬと歎いていた。工作機械は日本、西独製が殆んどのものであり、米、フランス製もたまたま見かける程度。

尚、同工場関係筋の話によると、ウラル以西（ソ連邦本国）ですら、関東地方位の広さに、車が数万台、カラーテレビ数千台との事である。モスコウ国際空港ですら白黒一台であり、庶民の文化生活の低さには目を蔽うものがあるといえる。嘗てマルクスは

$$\text{Das Kapital (S. 63), } \nu \quad P' = \frac{m}{c + \nu} = \frac{\frac{m}{\nu}}{\frac{c}{\nu} + 1} = \frac{m'}{\lim_{K \rightarrow \infty}} = 0$$

〔但し、 m' (剰余価値率) $= \frac{m}{\nu}$, P' = 利潤率, C = 機械資本, V = 労働資本とする〕の公式を発表し、より工業化、社会化すればする程、機械を多く使い、一方人・ベ・ラ・シをすることになるから資本の有機的構成率、 $\frac{C}{V}$ が巨大化し、利潤率は低下すると警告した。

私見による

とソ連邦は生産手段を国有化することによって、巨大の国富を得た。然しその富の殆んどをミグ二五や原潜、ICBMの建、製造、更に、モンゴル、西ベルリン周辺への四百万軍隊の集結等に向け、レーニンの指示する方向には使わずに、庶民生活を全くないがしろにした。青年の皆軍隊化は労働力の極端な不足を招き、一九七四年、以来の農産物の生産力を低下させ毎年六百万トンを上廻る穀物をアメリカより輸入するハメとなり、米、日、西独との隔差をうづめる方法は将来共皆無である。一部権力層はツァー時代以上に彼等の地位を譲り渡すことを拒否し、その風通しを悪くさせた。このギャップを埋めるには「多国籍企業の受け入れ」以外に道はない筈である。要するところ多国籍企業との対決になったようである。社会主義体制にするか、資本主義体制にするか等は、これを人体にたとえれば食欲、性欲、名誉欲等の「生活の問題」であり、多国籍企業のそれは生命の問題といえる。その方向は己にきまっているのではないだろうか。

(44) Monthly Report (Deutsche Bundesbank), Dec. 1965, p. 27

(45) ibid., May 1969, p. 27, and Jan. 1972, p. 33

五 多国籍企業と Taxation——むすび

多国籍企業を果たして法的に規制することが出来るのであろうか。これを結論に導くのは容易なことではない。OECD加盟国はこの点に関し、一九七六年六月二十一日「国際投資及び多国籍企業に関する条約付属文書」を発表し、その冒頭で多国籍企業の一般指針 (Guidelines for Multinational Enterprises) なる章を設け、その六節で「次に述べる一般指針は、加盟国の領域内で操業する多国籍企業に対し加盟国が共同して要請する (jointly addressed) 勧告 (recommendations) である」と述べ⁽⁴⁶⁾、その法的性格がどこにあるかを示し、更にこの章の終りで「加盟国は、前述の約因 (considerations) に留意しつつ、自国の署名した契約や義務と同じく、企業を公平に取り扱う、又国際法や国際契約と一致した責任をもって履行するという了解の下に多国籍企業に関する次の一般指針を公示する⁽⁴⁷⁾」と規定している。

然しいくら国内法と変らぬ規制を設けても、多国籍企業の目的が「一般指針」の五節で述べているように「専門化と健全な商慣習に対する必要性に即した国内及び海外市場での多国籍企業の活動を促進し、その競争上の利益を開拓する為の構成体の本質的自由を許す⁽⁴⁸⁾」という条文からみて、多国籍企業そのものの本質を善とみなして、それに反する行為を罰するとか、その利益開拓に制限を付するとかという法的枠を設けること自体が全く不可能であることも明示しているのである。ただその利益追究の為に進出地での政治に干与することを禁止し、「法律的に許されるにあらざれば、公職に就こうとする候補者、政党、又は他の政治機構に献金をすべきでない⁽⁴⁹⁾」(同章八節)とその法的枠付けを示しているのであり、「如何なる公務員、又は公の事務職にある人に対し、直接的たると間接的たるとを問わず、どんな種類の賄賂 (bribe) や他の適当でない利益を提供すべきではなく、

またそれ等を提供することが公職、その他にある人から誘導されたり、提供することを期待されてはならない⁽⁵⁰⁾」
としている点からも、その法的枠組みがどのあたりに落ち着きそうであるかを容易に覗き知ることが出来るのであり、そのあたりが多国籍企業の利益至上主義とその地での国内法との接点とでも言えそうである。

より政治的にその地の政治勢力と結びつくことは、他面で現地人によるナショナリズムの反発を受けるし、又長い眼でみた場合資本流動のストップや殆んどの進出地国が採用する議会制民主主義に対する挑戦ともなり、更に特定政治勢力と結託することは他の勢力の否定につながり、その交替をも不可能にする要素を孕んでいて、多国籍企業の自滅、自壊作用に直接つながってゆくことをも示しているとも言えよう。

然らば何によって規制するかというと、拘束力として最後に残ったものとして Taxation による以外、何もそれらしいのは残っていないし、又これによる新しい意味での Control の外にはないとするのが筆者の自然に落ち着く結論となるものである。勿論この一般指針にも Taxation の項目が設けられ「企業は、

(1) 多国籍企業が操業している国の税務当局の要請に基づき、その国の国内法の保護及び関連手続きに従って、その地での操業に関して課されるべき税金を正当に決定する為に税務当局に必要な情報は、他の国における操業についての関連情報をも含めてその求めに応じられるようにすること

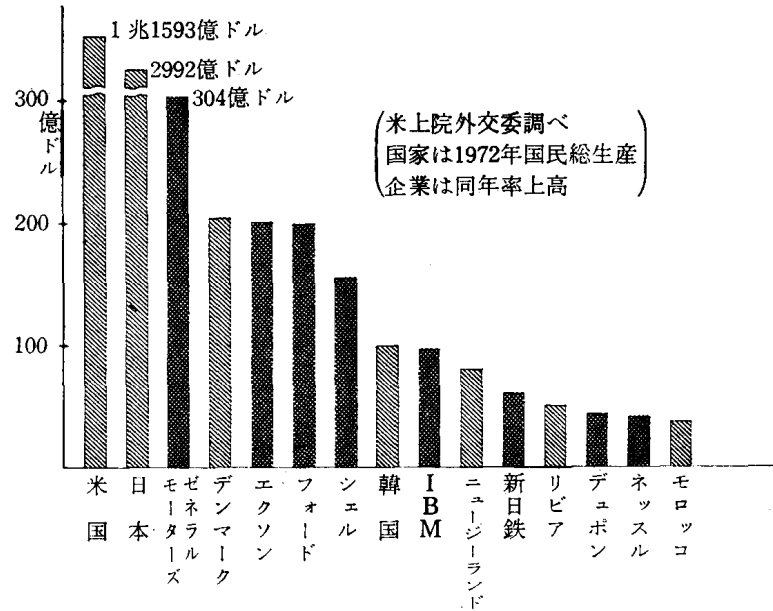
(2) OECD加盟国が現在課税されている税基準とは異なる国内法のやり方を変更しようとして、一定の基準をすら守らずに価値転換などをして、多国籍企業が有効な特別な手段を用いることを厳禁すること⁽⁵¹⁾

と述べてはいる。然し進出地で違法行為、とりわけ賄賂を現地高官に贈ったり、現地の政治や宗教と結託していると言っても、すべての多国籍企業が現地の商法その他の法律下に操業している現地法人である以上、バックからするその影響力が大きいからというただそれだけの理由で何かこれを特殊な公法の下における規制対象とする

わけにはゆかないのは法理論上当然のことである。その故にこの種の行為に対する制裁は新らしい Taxation の運営により、行なうとするのがスジであるように考えられる。それには先ず何にもまして外資法、外為法による包轄的規制だけでなく、雇用及び労使関係を含めての税法措置により現地法の立場からの内的コントロールがなされるべきであろう。又その税制措置の中に「国際法にもとづく情報の公開」が含まれなければならないのも当然であると言えよう。

いずれにしろ多国籍企業は、その地の法律に則っての企業であるから、その地の法律によって規制すべきであるとしても、その背景、規模等が刻を追って巨大化したことにより、一概に他の国内事件と同じ法律で拘束してよいものかについて、一種のト・マ・ド・イと反省が生まれてきているのが現在の法律部門の関係者の現実の姿と考えてよいと想う。どの位巨大化したかについて、ベルンハルド・グロスフェルド教授は「多国籍企業 (Multinationale Unternehmen) は百年の歴史を持っているが、それが特別の意味を持つに至ったのは第二次世界大戦終熄後である」と述べ、更に「ある人が評価するに、来たる一九八〇年代半ばには、三百だけの多国籍企業で、世界の商品の半分をはるかに上まわる生産をし、又同じ従業員を抱えることになる」とも自信を持って予言し、又続けて「これ等のうちの二百の大企業は、年間の売り上げを十億マルク以上とすることをねらっている。多国籍企業の経済的な強さは、ある大きな国家よりも強力である。一九七一年の十大多国籍企業の総売り上げは三十億ドルに上った、G・Mの年間売り上げは、例えばベルギーの総生産額と一致するし、スタンダードオイル、ニュージャーシーのそれはデンマークと同じであるし、IBMはポルトガルやノルウェーと同じである。殆んどすべての多国籍企業は、多くの場合彼等の母国では支配的な市場占有をしており、外国での活動の大きな後ろ楯となっているのであるが、とにかく強力の一語につきるものを持っている」というのである。今これを判り易くする為に図示してみる。⁽⁵⁴⁾

国家と多国籍企業のパワー比較



世界経済発展の仮説シナリオ

	シナリオ (Scenario)	先進国	発展途上国
成長率(%) :			
総生産量	I (a)	4.5	6.0
	C (b)	3.6	6.9
人口	I	1.0	2.5
	C	0.6	2.0
頭割り総生産量	I	3.5	3.5
	C	3.0	4.9
年間歳入ギャップ	I	12 to 1	
	C	12 to 1	

(a) Iには発展途上国の総生産量について西歴2000年での国際発展戦略目標と、先進国の長期の歴史的発展率とが折り込まれている。

(b) Cは発展途上国と先進国の間の総生産量頭割りの実質的ギャップ類別を示している

(c) 発展途上国地方の総国内生産に対する頭割り平均額に対する先進国地域の総国内生産頭割り平均額。

又将来これがどうなるかについても、面白い発表がある⁽⁵⁵⁾。
 然し、ただ多国籍企業を、ただその対象が巨大すぎるというだけで、国内法ではどうにも取り扱い難いというのも法律学上正当性を欠く見解といえよう。「法」とはケルゼンの述べる如く、その取扱い対象によって上下優劣の判断があってはならないものである。

然らば現在どういう法対応がなされているかについて今少し追究してみたい。

国連は一九七六年七月「多国籍企業」なる研究報告を「経社理」の扱い部門として発表している。関係ある部分を今忠実に試訳してみたい。

「D、多国籍企業に対する政府政策の原則 (principles of government policies)

多国籍企業に関するどんな取扱い法典も、それが明示的と、黙示的とを問わず、政府の政策と行動に対し適用されるものである。その法典は多国籍企業に関する政府の行為の原則を「何を為してよい」「何をなすべきでない」という一連の規準を確立することによって、明瞭に公示すべきであり、更に又多国籍企業の行為の合法的指針を規定することによって、ある政府又は他の政府が相互互恵の諸条件の行動方策について必要条件を寛大にしたり、創造したりすることを可能にするものとみてよい。不明瞭な且論争点の多い分野を出来るだけ少なくする為に、ある種の解説刊行物で、多国籍企業に関する親会社のある政府又は進出子会社のある政府の取扱いに当たる規定が適用用語法典の中に挿入さるべきである⁽⁵⁶⁾。」

ここで言わんとするところは、ある点でハッキリしている。国連は多国籍企業に対し、その進出及び受入国が互恵の立場より、双方に納得の出来る、然も運用面でも弾力性のある行動基準を明確にしさえすれば、法律問題はある程度解決出来るとしている点である。勿論、今の国連にその法的性格の内容を迄規制させることには一寸困難を伴なうであろうとしても、又関係国双方の、それもむしろ比較私・商法的思考で調節しさえすれば、ある程度迄可能とする態度に固まりつつあるということは、多国籍企業の法的性格の追究に一寸面白い局面の展開を打ち出しているものとして注目してよいのではなからうか。

然しこれについても一寸冷めた眼でみている法学者もいる。「国際的にコントロールができるかどうかの問題がある。他の趨勢はこれについての超国家的コントロールの方向に向うとしている。例えば我々はこのことに関

してEG委員会の活動をみているし、EWGV、八五、八六章で支持しているところのものもみなそうである。⁽⁵⁷⁾ 国連の学者グループの発表したのもそれに属する。……然しこれ等プランの希望的観測について心ある人はみな投機的なものとみているようである。あらゆるケースで、コントロールをする仕事そのものが人間管理機構からはずれてしまい、ただその政治的準正を考えることのみを終始しているという点では、国際化思考とはいえても、なんの問題の解決にもならないと思う。⁽⁵⁸⁾」

然し現実には多国籍企業はこの地球上に存している。個人に対するコントロール機能に欠けるからといって、その法規制の枠組み、限界画定探究迄を無関係なものとしてしまうと、関係私法を手がかりとして、追究すべきであるとの考え方にはある程度同調できるとしても、多国籍企業の立体的法構造論成立の根拠迄をも、なくしてしまうことになりはせぬかと憂うるのである。

その対象とするところはハッキリ言って、国境内にある persons & things であるが、国家を通じての規制であるという点がどうしても避けて通られぬという見解から、更にそれが国際法との接点となっているが故に、且又その地の国内法に属する (Lex Fori) といってもその法律にも国家が噛んでいるのであるから、そういう意味からその由って樹つ根拠を追究するのも、あながち無関係、無資格とは言えないのである。

これについて「経社理」はこう述べている。

「A 多国籍企業を規制する法典 (code) の性格

1 法律形態

国際法はその取扱いで時として国家の権能 (authority)、特性 (specificity)、拘束力 (binding force) をもめる程度変更してまで、国家間の合意を表明することの出来るというまことに巾の広い方便を持っている。……

それには現実手段として、三つの可能な法手段がリストアップ出来る。これ等あらゆる範疇のの方便（又は方便の組合せから）、TNC委員会取扱い法典が成文化されることになる。そしてこれ等三つの広汎な分類の中にも若干の分類の可能なサブの範疇や結論も含まれている。

- (イ) 主権国家によって署名され、批准された国際多国間条約
- (ロ) 主権国家の参加による国際会議によって承認された原則又はルールの宣言
- (ハ) 国際組織（国連総会、経社理）の機関の決定⁵⁹

然しこれも判らぬわけではなく、いろいろな研究も、筆者の見解も大体相似している。だが現実は何によって規制するかというその内容となると、このような考え方はハタと小首をかしげてしまうことになる。

多国籍企業の法的性格を一言で片付けるのは至難であるし、いろいろな言われていても、行きつくところ営利に始まり、ある程度営利に終始する性格を持つものである点では異論がない筈である。然らば彼等にとって何が一番手痛い仕打ちになるかと言われれば、まず多国籍企業全体に万遍なく通用する理論として、新しいTaxationによる規制以外には考えられぬのではなからうか。

勿論ここでいうTaxationとは親会社が進出地国（host countries）で親会社との資金のバランスをガラス張りにするのが義務づけられているし、且進出地国の税務当局の要請に充分答えらるべく従来の当地法で法制化されたものであるから、いわゆる国内法にいう税法上の課税とは、その意味するところを全く異にするものと考えた方がよい程の用語である。とりわけその枠組みは先進国間相互平等、互恵の上にたつ条約により、親会社と子会社（進出）との、国際的つながりやマンパワーとの比較制限をも含まれるし、然もそれ等が国家を通じて組み込まれるのであるから、全く新しい述語がここで用意されるべきである。

進出地で課税された税金を、その課税地の発展度その他により、その国家の当該課税金の使用方法にある種の制限を設け、従来の納税の概念より来る課税金と、歳入金として、区別しようとする動きがあるのが何よりもそれを雄弁に物語っているものとみてよい。

二百海里経済水域の設定も、それはそれなりに国際法上大きな意味を持っている。然し例えば北アラスカに現存する六つの漁業会社のうち、四つは日系国際ジョイントベンチャーであり、獲った全部の魚を加工、又は生のまま日本へ送る役目を果たしている（ヴァージニア大教授 リリック、ティプソン両君談 一九七六年十一月七日、シヤロツビルで）。経済規制も重要ではあるが、それを最終的に決定するのは、その魚を誰が食べるかによつてきまる。世界の総漁獲量の三分の一近くは日本人の食卓に上っている。この現実ある限り、多国籍企業がその触手をこの分野にも大きく羽根を伸ばしてゆき、結局するところ少なくとも現在漁業に対してのみ行なわれようとしている経済水域規制を、全くのザル法化してゆくことは間違いない。

又一般に、多国籍企業の法的規制の一つとして、よく国有化問題が取り上げられる。然しこれが不成功に終わった好個の例として一九七一年のチリーの銅鉱山国有化の例をあげることが出来る。民間投資の故に、そこに集中していた高級技術者の他部門、とりわけ親会社への復帰や、親会社を通しての第一次資源産品を土台としての第二次、第三次工業産品との交換経済機能停止に伴う外貨の逼迫は、とてもその国有化という荒っぽい処理による規制で賄い切れるものではなかったのである。一九五一年のイラン石油産業国有化も現実問題として頓挫したし、結局五四年のコンソルシアム協定を持ち出して、多国籍企業とその国有化規制問題を調節する破目となっている。資源開発のみを主眼とした多国籍企業の進出に於いてすら、その法的規制を国有化で処理することには失敗したといえるのである。先進国間の技術やマンパワー等の諸問題を立体的に、国際的に巻き込んでいる企業に対

し、その法的規制を国有化に求めることなど、多国籍企業の本質を理解しない全くの白昼夢でしかなかったということにもなる。たしかに Herb Gray 教授の The Herb Gray Report⁽¹⁶⁾にも述べられているように、合衆国とカナダの間に於いてすら、多国籍企業のカナダでの異常な発達、それは間違いなく将来とも予測できるものであるが、それでもカナダ主権との対立を益々深めてゆくことになるのは、間違いないと断じている。然もこれ等多国籍企業はそんなことには一向にお構いなく着実に、堅実に成長してゆく。まるで、国有化という尤も野蛮な、且最終的な法規制がそんなに簡単にできるものなら、どうぞやってみなさいと言わんばかりに……。その故にこそグ教授が “A Citizen's Guide to the Herb Gray Report,” The Canadian Forum, Dec., 1971 の中で、これ等対立をかわす最良唯一の方策として政府機関に対し、ある種の業種選別手続き (Screening Process) 権を与えたり、カナダに居住する多国籍企業所属の外国人の資産や所有権等の法律による明確化、カナダ人の社長を含む重役陣への登用の法制化等を打ち出す案を出しているものとみてよい。然しこれとても何んで法的規制をするかというその内容と働きについては、まるで門口にとどまって思案しているギリシヤ神話にでてくる隠者のように、何もせずに突立っている人との観なしとしない。

一九六九年六月六日のイスタンプール宣言⁽⁶²⁾では多国籍企業の法的規制も、結局はその自主規制にのみあることを訴えている。然しこれ等一連の見解もその規制の法的根拠をどこにもってゆくかについては、全く避けて通っている。

一方では民・商法の中に多国籍企業の条項を加えよとする意見もあり、キンドルバーガー教授は GATT タイプの条約を結び、それを根拠として規制せよと説いてはいる。⁽⁶³⁾然しその本質と法的性格については全く触れられずじまいである。Taxation によるそれとの関連性の追究については、デラウェア州やホボケンでの誘致に伴な

う減税措置のみしか取り上げられていない。教授の解明すべき問題は、その一寸先に大の字になって横たわっているのではないだろうか。

例え、多国籍企業がその進出地での国内法に抵触する収賄、政治介入等を明瞭に行なったとしても、その殆んが、所謂営業成績向上という国際的営利会社としては、ごく当たり前の親会社の至上命令を守ったに過ぎぬものであるから、如何程厳しい公法的制裁を加えたとしても、此等行為の絶滅に向かつての *legal efficiency* については大いに疑問の存するところである。更にそれらを複雑化するものとして、前節の a 型のタイプとしてとり上げたように、B 国法により *Control* 対象を A 国にある親会社をも含めた企業群とするのか、どうかという点について国際私法上からも、その前提として法律行為地、事実発生地、対象物所在地、訴訟地等々での連結素決定を先決要件として深い検討を要するのは当然であり、B 国法で該地の行政府の長、例えば大統領がこの件に関与しているからとして、直ちに収監し、刑法上の他の罪科と同じ法的効果を期待することと自体に、法構造論から聊か無理があると言えよう。況してやその証拠が殆んどの場合 A 国に存するのが普通で、B 国の国法の及ばぬ処にあり、更に又これ等の *regulate* 対象が、その行為を享けた側よりも、行為をする側に向けられることが主眼であるべきだという性質からして、それが合法的にスムーズに A 国から B 国へトランスファーされ、B 国主権の及ぶ法管轄権内で証された *Persons & things* でない限り、全くその法的根拠を持たぬことになるであろうことは、筆者がその領域主権論で屢々明らかにして来ているところのものである。とりわけ B 国内での料刑賦課は、ややもすれば「旅の恥カキ捨て」的弊害に陥り易い。進出企業の代表者に対し、その社会的ダメージ低下をねらっていくら制裁を加えたとしても、その企業人の *Social Status* は、生活の本拠のある A 国に於て *establish* されていて、B 国法の及ぶ領域主権内に於いてではない限り殆んど無効であり、事と次第によって A 国内での

reputation にハク[・]のつく場合だつてあり得よう。こう考えてくるとA国にある親会社からの指令が、B国での営業成績向上等々という至上原則から出た結果の当然行為であると考えられる時に、この許すべからざる行為に、その法的制肘効果を満足に与え、国際公、私法上通用する権原として考えられるものは、その指令にダイレクトなリレーションを持つ Taxation による control 以外にその手ダテは残っていないとは言えないだろうか。

その地の法律に属するとされる Taxation による新しい Jus Cogens の発展、その意味するところの方向を、これを新しい国際法の曙光とはみられぬだろうか。

限りある紙面ではあるとしても、次論文を結論篇として、いくらかでもその核心に触れてみたい。

- (46) Annex to the Declaration of 21st June 1976 by Governments of OECD Member Countries on International Investment and Multinational Enterprise, p. 12, L. 15-24
- (47) op. cit., p. 13 L. 15-20
- (48) ibid., p. 13, General Policies, L. 39-42
- (49) op. cit., p. 14, L. 8-10
- (50) ibid., p. 14, L. 5-7
- (51) op. cit., p. 16, L. 3-14
- (52) Grossfeld, Bernhard, Praxis des Internationalen Privat- und Wirtschaftsrechts (1976) S. 14
- (53) a. a. O., S. 15
- (54) 多国籍企業の年間売上高と国家の国民総生産 (GNP) を、双方の規模から上位から百位まで並べてみると、国が四十三で、多国籍企業は五十七社と過半数を占める。
順位をみると、もちろん先進工業国は一位米、二位日本、三位西独をはじめ、多国籍企業を大きく引き離している。しかし、ゼネラルモーターズ社 (GM) はベルギーのつぎ、十六位に早くも顔を出し、エクソン二十一位、フォ

ード二十二位だ。日本の新日鉄は五十六位、日立、トヨタなどの売上高もモロッコより大きい。しかし、多国籍企業一社の従業員で百万人台のものはないから、一人当たりのかせぎ高は国民一人当たり所得よりずっと大きい。

- (5) ST/ESA/44 "The Future of the World Economy : A study on the impact of Prospective Economic Issues and Policies on the International Development Strategy" E. 76. 11. A. 6., (1976) p. 8
- (6) E/C. 10/17, 20 July 1976, Transnational Corporations Issues involved in the formulation of a code of conduct, Report of the Secretariat, p. 30
- (7) EG(Kommission, Die Multinationalen Unternehmen und die Gemeinschaft, Bulletin der Europäischen Gemeinschaften, Beilage 15/1973 ; Langer, Multinationale Unternehmen und die Europäische Gemeinschafts, AWD 19s4, S. 295
- (8) Grossfeld, Bernhard, a. a. O., S. 229
- (9) op. cit., Transnational Corporations, p. 17
- (10) Transnational Corporation : op. cit., p. 25
- (11) Domestic Control of the National Economic Environment : The Problems of foreign Ownership and Control, May 1969
- (12) World Economic Growth : The Robe, Rights and Responsibilities of the International Corporation, (June 6. 1969) Icc News, Vol. 25 No. 5-6
- (13) Kindleberger C. P. ; The International Corporation : A Symposium (1969)